

ふるさとの恵みを取り戻す（第13次提言の柱）  
～ふるさとの恵みを取り戻す、新たな産業を興す、地域の挑戦を後押しする～

自民党東日本大震災復興加速化本部  
顧問 根本 匠

## 1 問題の所在

- 100 ベクレル問題の本質は、安全性を過度に重視してきたあまり、山菜など福島だけでなく広範囲にわたって出荷制限がかかり、地域の文化（まつたけ祭りなど）やなりわいの喪失、山の荒廃など、経済的・社会的に大きな損害につながってきたということ。
- 放射線防護の基本原則である ALARA の原則は、十分な安全性を確保した上で as low as reasonably achievable（合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く）であり「可能な限り低く」ではない。過剰な安全重視は、社会的・経済的に失うものがあまりにも大きい。現在の基準のアンバランスをどう考えるのか。

※第13次提言抜粋

「食品等の基準値や出荷制限等の規制については、既に震災から13年が経過した中で、いまだに、福島県に限らず広範囲に渡って、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みが、国際的な基準値（表1）を大幅に下回るにも関わらず、我が国の基準値を少しだけ上回ることにより出荷等が制限され、原木も伐り出せないことから、山のなりわいが成り立たず、廃業する者も出てきている。これが山の荒廃にもつながっている。」

表1 食品の流通基準値（ベクレル/kg） 核種：セシウム 137

| 食品区分   | 新規制値 | 暫定規制値 | CODEX | BSS（国連） |
|--------|------|-------|-------|---------|
| 一般食品   | 100  | 500   | 1000  | 1000    |
| 乳幼児食品  | 50   | 200   | 1000  | 1000    |
| 牛乳・乳製品 | 50   | 200   | 1000  | 1000    |

注）キノコ、山菜等の少量摂取食品：国際的には10000ベクレル/kg

## 2 現時点での基準値の妥当性

- 平成24年4月の新たな基準値は「より一層、食品の安全と安心を確保するため」（当時の民主党政権・小宮山大臣）との政治判断を受けて、平成23年3月に定められた暫定規制値500ベクレルを100ベクレルに下げられたもの。
- 放射線審議会は、当時、既に新基準の設定を疑問視。  
※放射線審議会 厚生労働相の諮問に対する答申（平成24年2月16日） 別紙・抜粋  
「食品に起因するリスクは既に年間1ミリシーベルトよりも十分小さくなっており、新たな規制値の設定が放射線防護の効果を高める手段になるとは考えにくい。」
- 新基準値を設定するための非現実的仮定
  - ① 摂取量（約1.4倍）：最も厳しい13-18歳男性の食品摂取量を採用
  - ② 汚染率／占有率（5倍）：現実には農水省の調査で0.2%（2014年度）であるにもかかわらず、国内産食品は全て汚染されていると仮定するとともに、

その割合（占有率）について、当時の食料自給率 39%すら採用せず、50%に設定

- ③ 実効線量計数（約 1.2 倍）：食品中に残存していると考えられるセシウムに加えて、他の核種の影響も考慮（ルテニウム等）

という、国際的に比較しても厳しすぎる非現実的な条件設定を行い、算出された 120 ベクレル/kg の基準値を、さらに切り下げて 100 ベクレル/kg を設定。

- 放射線審議会においても、パラメータ設定を含め基準の厳しさは議論に。

※（例）：放射線審議会第 123 回（平成 24 年 1 月 17 日）議事録抜粋

「基準をどんどん下げるとは、安易な発想である。」（古田委員）

「この基準値は長期にわたり適用される食品の基準を定めるものである。汚染率 50%は過剰であるように思う。実際の数値と比べあまりに大きい数値のように思う。」（梅田委員）

- 実際に、新基準値を検討した食品安全委員会は、事故直後の福島県の実食摂取による内部被ばく線量は、年間 0.051 ミリシーベルト/年と評価している。
- 現時点における被ばく線量の推定値はさらに低い 0.001（1/1000）ミリシーベルト。これを過剰規制と呼ばずに何と呼ぶのか。現時点においてもこの基準値は科学的・合理的に見て妥当と言えるのか。

### 3 見直しの好機は今

- 令和 8 年度からが次の 5 年と考えれば、今が最後のチャンス。震災から 20 年を迎える時にそのままでいいのか。一方では、2020 年代をかけて帰還していただく、測ったら食べていいという話をしている。
- 山の恵みを取り戻したいという地域の切実な声も届けられている。
- 20 年後、30 年後まで出荷制限が続くことや、基準値を超える食品が出るたびに風評が広がることを座視するわけにはいかない。

### 4 道はある

- 100 ベクレルは世界で最も厳しい基準値と主張してきた中、全ての基準値を変えることに抵抗があるのは理解するが、変えない弊害の影響は深刻である。
- 食品の国際基準を司る国際食品規格委員会（CODEX:コーデックス委員会）では、放射性核種に関するガイドラインレベルとして示されている規格（1000 Bq/kg）は、国際的に貿易される食品に適用されるもので、自国の領土内のみで使用する場合には異なった値を採用してもよいとされている。
- さらに、表 1 に示したように、コーデックス委員会は、少量摂取食品は 10 倍の基準値にしてよいと言っている。ノルウェーのトナカイの例もある。山菜やキノコ、ジビエといった嗜好的食品にこの考え方を適用し、一般食品とは異なる特別な区分を設けて対応することはできないか。

※食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（日本語訳）抜粋

「香辛料などの少量で消費される食品で、食事全体に占める割合が少ないために総量にわずかし加算されないものについては、ガイドラインレベルを 10 倍に増やすことができる。」

- こうしたことは、これまでの PT の議論でも指摘してきたこと（参考参照）。消費者庁は真摯に検討してほしい。

## 補論：食品衛生法による規制の課題～果たしてここまでの規制は許されるのか～

- 放射性物質の検出される食品は、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等とは別途、食品衛生法第 13 条第 1 項及び第 2 項に基づき、罰則付きで規制されているものと理解。そもそも、食品衛生法は特定の物質について「確定的影響」が明らかな場合について規制することを想定したものと考えられる。

### ※食品衛生法

第 13 条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

3 (略)

- 通常の飲食等に伴う放射線被ばくにより起こる健康への影響は、ICRP では、100 ミリシーベルトの放射線を被ばくした場合、がん死亡率は 0.56% 上昇すると推定しているが、100 ミリシーベルト以下では他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、ICRP では、100 ミリシーベルト以下では放射線の健康への影響が明らかでないことから、その影響は線量に比例するという「確率的影響」を仮定している。

国連科学委員会（UNSCEAR）報告：原発事故から 10 年経って、環境にかなりの放射性物質が放出され住民の放射線被ばくが懸念されたが、放射線被ばくによる死亡者はおろか、疾病も全く確認されていない。

- 「確定的影響」は認められず、しかも極めて低い「確率的影響」を前提とした 1 ミリシーベルトに基づく規制は妥当か、規制には科学的・合理的根拠が問われる。
- そもそも 1 ミリシーベルトは、ICRP 勧告において、原子力施設内等における「計画被ばく状況」で管理の対象となる個人の被ばく線量を管理するために示されたものであり、安全と危険の境界を表すものではない。
- こうした規制により、きのこや山菜等をなりわいとする人々が、これらによる営業ができず、憲法で保障された営業の自由を制約されている。
- 以上のようなことを踏まえると、放射性物質を含む食品について、健康への影響ではなく管理の基準としての 1 ミリをもとに、さらに非現実的仮定を置いて導かれた 100 ベクレルに基づき、罰則付きの規制を国民の健康の保護を目的とする食品衛生法の法体系の中で実施することには憲法上の疑義があり、行政上の裁量も逸脱しているのではないか。

（参考）食品等の出荷制限の合理的なあり方に関する提言（令和 3 年 3 月 8 日） 抜粋

- ② 摂取量が極めて少ない野生のきのこ・山菜等に係る対応について

地産地消の例が多い野生のきのこ・山菜や野生鳥獣肉（ジビエ）等は、市場に出回る量が限定的であり、実際の摂取量は極めて少ない。例えば、100Bq/kg の野生のきのこ 50g（20 歳以上のきのこの 1 日摂取量）を秋のシーズンに 1 ヶ月間毎日食べ続けたとしても内部被ばく量は 0.00195mSv に過ぎない。このため、他の日常的に摂取する食品と同一の基準とする必要性はないのではないか。

CODEX 委員会のガイドラインにおいても、「食事全体に占める割合が少ないために総量にわずかし加算されないものについては、ガイドラインレベルを 10 倍に増やすことができる」とされ、実際に EU において「マイナーフード」という分類により「一般食品」（基準値 1,250Bq/kg）の 10 倍の基準値（12,500Bq/kg）を適用している※。

#### 【提言】

摂取量が極めて少ない野生のきのこ・山菜や野生鳥獣肉（ジビエ）等については、海外における摂取量が少ない食品への対応事例等も参考にしつつ、データに基づき、合理的な基準を検討すべきである。

※ 基準値設定にかかる国際的ガイドライン及び海外事例について

- ・ CODEX 委員会ガイドラインにおいて、「食事全体に占める割合が少ないために総量にわずかし加算されないものについては、ガイドラインレベルを 10 倍に増やすことができる」とされている。
- ・ EU においては、一般食品の基準を 1,250Bq/kg と設定しつつ、ニンニク、トリュフ、キャビア等の摂取量が少ない食品の基準を 12,500Bq/kg と設定している。
- ・ また、ノルウェーでは、一般食品の基準値を 600Bq/kg と設定しているところ、チェルノブイリ事故後、トナカイ肉の基準値を 6,000Bq/kg に引き上げた経緯（その後 3,000Bq/kg に引き下げ）がある。ノルウェー中部の重要な地場産業のひとつがトナカイ放牧であり、一般食品の基準値をクリアするには非常に長い時間と莫大な対策費用がかかり、この地域のトナカイ放牧が壊滅的なダメージを受けてしまうこと、一般のノルウェー人はトナカイ肉を頻繁に食べるわけではない（年間平均消費量約 0.5kg）ため、高い基準値にしておいても年間の内部被ばく量が容認できないリスクとはならないことから設定された（参照：五十嵐泰正「市場の選択、社会の選択、個人の選択」（第 31 回目日本リスク研究学会年次大会レター））。なお、この論文においては、「これら（野生の山菜やきのこ、鳥獣肉など）の採取や狩猟は、福島県・隣県の中山間地での住民の生きがいや里山の管理、贈答文化を通じたコミュニティ形成などに大きな非経済的な意味をもたらしているものであるが、これらの嗜好的食品にも一般食品と同じ基準値を適用し続ける必要が本当にあるのか、管見の限り活発な議論はみられない。」とも指摘されている。

(別紙)

## 東日本大震災 復興加速化のための第 13 次提言（抄）（令和 6 年 8 月 28 日）

### I 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要である。引き続き国が前面に立って、これまで蓄積された知見を活かしてこれから正念場ともいえる課題に取り組む必要がある。ふるさとの恵みを取り戻し、新たな産業を興すとともに、移住者を含めてまちに人が戻ることを目指して、地域によって大きく異なる状況も踏まえて復興を着実に前に進めていく。

### 6 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 食品等の基準値や出荷制限等の規制については、既に震災から 13 年が経過した中で、いまだに、福島県に限らず広範囲に渡って、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みが、国際的な基準値を大幅に下回るにも関わらず、我が国の基準値を少しだけ上回ることにより出荷等が制限され、原木も伐り出せないことから、山のなりわいが成り立たず、廃業する者も出てきている。これが山の荒廃にもつながっている。このため、ICRP が提示する ALARA の原則、すなわち、被ばくの生じる可能性、被ばくする人の人数、個人の被ばく線量について、経済的および社会的要因を考慮に入れた上、合理的に達成できる限り低く保つという考えに沿って、山の恵みを取り戻すという観点から、その妥当性を検証していくことが重要である。消費者保護を大前提としつつ、現行基準が設定された根拠や経緯等を明らかにし、消費量の少ない食品に対する規制の考え方・背景等を含めた国際的な観点や、これまでに蓄積されたデータや知見に基づく科学的・合理的な観点から、現時点での基準の妥当性について速やかな検証を行い、その結果を踏まえて必要な対応を行うとともに、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。また、今後帰還される方々が、里山の恵みと共生していた以前のような暮らしやすさを実現する観点から、食品の摂取制限の運用についても見直しを行うこと。

## 東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 3 日）

### 6 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 食品等の基準値や出荷制限等の規制については、既に震災から 14 年が経過した中で、いまだに、福島県に限らず広範囲にわたって、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みが、国際的な基準値を大幅に下回るにも関わらず、我が国の基準値を少しだけ上回ることにより出荷等が制限され、原木も伐り出せないことから、山のなりわいが成り立たず、廃業する者も出てきている。これが山の荒廃にもつながっている。このため、ICRP が提示する ALARA の原則、すなわち、被ばくの生じる可能性、被ばくする人の人数、個人の被ばく線量について、経済的および社会的要因を考慮に入れた上、合理的に達成できる限り低く保つという考えに沿って、山の恵みを取り戻すという観点から、現時点におけるその妥当性を検証していくことが重要である。このため、震災後に設定された食品中の放射性物質に関する極めて厳格な基準値について、設定の背景を明らかにしつつ、これまでの国際的な議論や蓄積されたデータをもとに、基準値算定の前提となる条件設定の妥当性を、安全性の観点のみならず合理性の観点も踏まえて検証すると

ともに、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。その上で、山の恵みを取り戻したいという地域の切実な声に寄り添って、流通前の野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品も含めた放射性物質の摂取量推定を行うとともに、これらの食品について特別の区分の基準を設けて対応することを検討すること。また、科学的な根拠に基づき、検査をして安全性を担保された自家消費食品の摂取制限を見直すこと。県全体の食の安全・安心を下支えするとともに、そうした摂取制限の見直し等を進めるため、検査機器の整備等を進めること。